

与那原町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、化石燃料代替エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギーや環境保全に対する意識啓発を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し、与那原町リサイクル基金を活用することにより与那原町住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、与那原町補助金等の交付に関する規則（昭和53年規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）とは、次に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等へ設置するもので、太陽光により発電するシステムであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) リース契約によるシステムではないこと。

(補助対象者)

第3条 この要綱に定める補助の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者で、自らが居住する住宅に対象システムを設置又は対象システムを設置した新築住宅を購入した者であること。
- (2) 電力会社と電灯契約及び電力受給契約を締結できる者であること。
- (3) 与那原町補助金等の交付に関する規則（昭和53年規則第1号）第5条第4号に規定する町税等を滞納していないこと。
- (4) 同一世帯で過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 対象システムを設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、3万円とする。

(申請)

第5条 申請者は、次に掲げる書類を添付して、与那原町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムを設置する建物付近の見取り図
- (2) 対象システムの設置状況を示す写真（カラー写真に限る。）
- (3) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書（内訳書を含む。）の写し。
- (4) 電力会社との電灯契約及び電力受給契約を確認できる書類の写し。
- (5) 町税等納付状況調査（照会）同意書（様式第2号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、与那原町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 申請書が適当と認められないときは、与那原町住宅用太陽光発電システム設置補助金不交付通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、与那原町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 町長は、申請者がこの要綱の規定又は交付条件に違反したときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。